

狭山市告示第67号

狭山市空家等除却補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6年 3月22日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市空家等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家等（建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地に定着する物に限る。以下この項において同じ。）の除却を推進し、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、土地活用による定住促進を図るため、空家等を除却する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）に所有者若しくは共有者として記載されている者（空家等が未登記の場合にあっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第4項に規定する家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者。以下これらを「所有者」という。）又はその相続人をいう。
- (3) 敷地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築主事の確認を受けて建築された建築物の所在する土地であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に掲げるものをいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 主たる建築物が、建築基準法第6条第1項に規定する建築主事の確認を受けて建築された市内に所在する住宅（事務所、店舗その他の用途を含む住宅であって当該用途に供する部分の面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）であって、当該建築物が1年以上使用されていないことが常態であるもの
- (2) 空家等の所有者等が複数いる場合にあっては、当該空家等（建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地に定着する物に限る。）を除却するに当たり当該空家等の所有者等全員の同意（当該空家等に係る所有権以外の権利を有する者の同意を含む。）を得ているもの
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定による特定空家等に対する勧告を受けていないもの
- (4) 現に公共事業の補償の対象となっていないもの  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する空家等の所有者等であって法人以外のものとする。

- (1) 市税（狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる税目をいう。以下同じ。）を滞納していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条第3項に規定する空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）の要件に該当しないことが明らかに認められる者及び同特例措置の要件に該当するが適用を受けない者  
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 敷地内の補助対象空家等（建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地に定着する物に限る。第2項第2号において同じ。）の全てを除却し、その敷地を更地にする工事であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第

2 1 条第 1 項の登録を受けた者が行う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けける日前に着手した工事
- (2) 補助対象空家等の一部を解体する工事（基礎等地上構造物以外のものを残置する場合を除く。）
- (3) その他市長が適当でないと認める工事  
（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる建築物の<sup>く</sup>躯体、屋根材、内外装材、建築設備等の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (2) 基礎、杭、排水管、<sup>ます</sup>桧、電線管、給水管その他の主たる建築物に係る地下埋設物の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (3) 塀、門扉、門柱、車庫、カーポート、物置、植栽その他の敷地に定着する物の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費
- (4) 庭石その他の敷地に定着していない残置物の撤去及び処分に係る経費
- (5) 前各号に掲げる解体撤去工事並びに撤去の後に行う当該敷地の埋戻し及び最低限の整地に係る経費（舗装（砂利等によるものを含む。）に係る経費を除く。）
- (6) 第 1 号から第 4 号までの解体撤去工事及び撤去に必要な仮設工事に係る経費
- (7) その他市長が必要と認める経費  
（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（補助対象空家等の主たる建築物の延べ床面積 1 平方メートルにつき 1 万円を限度とする。）に 2 分の 1 を乗じて得た額で、40 万円（市内に本店若しくは営業所を有する法人又は市内で事業を営む個人が補助対象事業に係る工事（以下「補助対象工事」という。）を行う場合にあつては、50 万円）を限度とする。この場合において、その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象

工事の着手前に、狹山市空家等除却補助金交付申請書に補助金の交付を受けようとする空家等に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 補助対象工事の工程表
- (5) 申請者が空家等の所有者の相続人である場合にあつては、当該所有者の戸籍謄本又は除籍謄本その他の申請者が当該空家等の所有者の相続人であることを確認できる書類
- (6) 所有者等から委任を受けた代理人が手続をする場合にあつては、当該所有者等の委任状
- (7) 建築物に係る登記事項証明書又は家屋物件所在証明書
- (8) 申請者に市税の滞納がない旨の証明書
- (9) 空家等に申請者のほかに所有者等がいる場合にあつては、補助対象事業の実施について当該空家等の他の所有者等全員から得た同意書又は誓約書
- (10) 空家等が1年以上使用されていないことが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 同一の者による前項に規定する補助金の交付の申請は、同一年度内に1敷地に係る空家等に限るものとする。

(補助金の交付及び不交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、及び補助金の交付の可否を決定し、狹山市空家等除却補助金交付決定通知書又は狹山市空家等除却補助金不交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、必要があるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

(交付決定を受けた事業の内容の変更等)

第10条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更し、又は交付決定事業を中止しようとするときは、遅滞なく狹山市空家等除却補助金事業変更(中止)承認申請書に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、変更又は中止

の承認の可否を決定し、狹山市空家等除却補助金事業変更（中止）承認通知書又は狹山市空家等除却補助金事業変更（中止）不承認通知書により交付決定者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があるときは、交付決定の内容を変更し、交付決定を取り消し、又は交付決定に付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、速やかに、狹山市空家等除却補助金実績報告書に、当該交付決定事業に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）工事請負契約書の写し
- （2）工事を完了したことが確認できる写真
- （3）工事に要した費用の積算根拠及び内訳が明確に記載されている書類
- （4）工事代金の領収書の写し
- （5）廃棄物処理に関する処分証明書その他廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書により交付すべき補助金の額を確定したときは、狹山市空家等除却補助金交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに狹山市空家等除却補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条に規定する補助金の交付の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、狹山市空家等除却補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 租税特別措置法第35条第3項に規定する空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）の適用を受けたとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、狭山市空家等除却補助金返還請求書により既に交付した額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。